

KOKONOE-TOWN



～第3部～

基本計画



【参考】基本計画の施策分野別の構成

基本目標.1 こころを繋ぎ、みんなでつくるまちづくり

1-1 協働のまちづくりの推進

担当課 企画調整課・社会教育課、健康福祉課

1. 現状

○これまで、行政と住民の対等な立場による「協働のまちづくり」をめざし行政運営を行ってきました。協働のまちづくりを進める上で重要なことは、住民との情報共有を図ることです。行政情報を広く住民に周知するため、広報をはじめ、ホームページやケーブルテレビ等を活用するとともに、ハイブリックコメントやアンケート調査を行い、まちづくりへの住民参画を進めています。

○情報の収集・開示の主要媒体であるホームページは、様々な行政情報を正確に提供するようサービスの向上に努めています。

○情報発信手段の一つであるケーブルテレビについては、各種告知・紹介、防災情報・広報等日々の情報起点として定着しつづけ、加えて、ホームページや通信アプリLINE等各種SNSを活用し、幅広い世代へ行政情報の提供に努めています。

○地域が抱える諸課題については、地区協議会を中心としたその対応を図るとともに、社会福祉協議会等の関係団体と連携し、支え合いリーダーの養成、くらしのサポートセンター設立に取り組んでいます。しかしながら、人口減少・少子高齢化により、基礎単位である行政区の活動も縮小傾向にあり、人々の価値観やライフスタイルの変化も加わり、地域コミュニティ機能が低下しつづけられています。

2. 課題

○行政や住民(地域団体、NPO※、事業者等も含む)が対等な関係で、その役割と責任を分担し、信頼関係のもと、共通の目標に向かうため、さらなる町政情報の共有が求められます。

○ホームページは、情報取得の簡便化等改良を重ねていく必要があります。

○SNS等の新たな媒体を活用した情報発信に努めることに加え、高齢者等にも配慮した分かりやすくスピーディーな情報発信・共育化を図る必要があります。

○ケーブルテレビ施設については、平成21年度のサービス開始以来、11年が経過しており、今後の施設の維持・更新に対応する必要があります。

○人口減少・少子高齢化を背景に、後継者不足が深刻となつており、高齢者を中心とした役員の固定化が進み、地域活動等への参加に関する個人への負担が増加していることが課題です。

○自助・共助・公助」を推進していますが、地域コミュニティ機能の低下により、「公助」が困難となっている地域が増えていることが課題です。

○住民主体の生活支援団体や多様な人材活用による有償サービスは、多様化する支援ニーズに対応するため、相談窓口の整備等関係機関との連携が課題です。

3. 基本方針

○人口減少が進むなか、地域のコミュニティを維持するために、自らがまちをつくる「自主性」「自己実現」、住民同士の助け合い等「協調性」の醸成を図り、住民と行政がパートナーとなって協働のまちづくりを推進します。

○町政に住民の声を活かすため、ホームページ、広報紙及びケーブルテレビに加え、ICT※を利活用した情報発信と住民ニーズの把握に努めます。

○地域活動団体やボランティア団体等、民間団体が参画する地区協議会を核として、地域の課題解決に向けた取組を推進します。

4. 目標達成のための施策

①まちづくりコミュニティの推進	○住民参画による地域活性化を図るために、地区協議会の自主・主体的な運営を支援します。 ○多様な関係者が主導となった地域づくり組織を構築するとともに、若い世代による交流機会を創出します。
②情報共有の推進	○情報発信や広報活動を推進するため、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビの内容の充実及びICTの利活用を図ります。
③民間活力の活用	○地区福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人等と連携し、住民主体の生活支援活動や多様な人材活用によって、行政のみでは行き届かない住民へのきめ細やかな支援を行います。

5. 目標指標

指標	単位	基準値(R2)	目標値(R3)
地区公民館(ふれあい交流センター)の利用者数(年間)	人	24,952(R1)	27,500
ホームページ訪問者数(年間)	人	238,618	262,500
九重町公式LINEの登録数(累積)	人	711	1,500
住民参加型生活支援団体数(累積)	団体	2	4

みんなで築くまちづくり

○町や議会の情報をホームページで確認し、積極的に関与を持ちましょう。
○町の公式SNS等を利用し、まちづくりの最新情報をいち早く確認しましょう。
○町の計画に同心を持ち、町のホームページ等での自分の意見を発信しましょう。
○地区協議会や地域の活動に参加し、地域のつながりをつくりましょう。
○地域で集まる場所をつくり、みんなで取り組むための目標を立てましょう。

基本構想を踏まえた基本目標です。
基本計画では6つの基本目標ごとに、関連する施策分野の内容を掲載します。

当該の施策分野について、主な担当課を記載しています。

当該の施策分野について、これまでの町の取組状況等について記載しています。

当該の施策分野について、これまでの町の取組状況等を踏まえた今後の課題について記載しています。

当該の施策分野について、今後の課題等を踏まえた方針について記載しています。

当該の施策分野について、基本方針を踏まえた具体的な施策を記載しています。

当該の施策分野について、施策の達成状況を評価するための具体的な目標指標です。

当該の施策分野について、住民の皆様に取り組んでいただきたい内容を記載しています。

基本目標.1 こころを繋ぎ、みんなでつくるまちづくり

1-1 協働のまちづくりの推進

担当課 健康福祉課、企画調整課、社会教育課



1. 現状

- これまで、行政と住民の対等な立場による「協働のまちづくり」をめざし行政運営を行ってきました。協働のまちづくりを進める上で重要なのは、住民との情報共有を図ることです。行政情報を広く住民に周知するため、広報をはじめ、ホームページやケーブルテレビ等を活用するとともに、パブリックコメントやアンケート調査等を行い、まちづくりへの住民参画を進めています。
- 情報の収集・開示の主要媒体であるホームページは、様々な行政情報を広く、正確に提供するようサービスの向上に努めています。
- 情報発信手段の一つであるケーブルテレビについては、各種告知・紹介、防災情報の発信等住民の情報起点として定着しつつあり、加えて、ホームページや通信アプリLINE等各種SNS^{※6}を活用し、幅広い世代へ行政情報の提供に努めています。
- 地域が抱える諸課題については、地区協議会を中心にその対応を図るとともに、社会福祉協議会等の関係団体と連携し、支え合いリーダーの養成、くらしのサポートセンター設立に取り組んできました。しかしながら、人口減少・少子高齢化により、基礎単位である行政区の活動も縮小傾向にあり、人々の価値観やライフスタイルの変化も加わり、地域コミュニティ機能が低下しつつあります。

2. 課題

- 行政や住民(地域団体、NPO^{※7}、事業者等も含む)が対等な関係で、その役割と責任を分担し、信頼関係のもと、共通の目標に向かうため、さらなる町政情報の共有が求められます。
- ホームページは、情報取得の簡略化等改良を重ねていく必要があります。
- SNS等の新たな媒体を活用した情報発信に努めることに加え、高齢者等にも配慮した分かりやすくスピーディーな情報発信・共有化を図る必要があります。
- ケーブルテレビ施設については、平成21年度のサービス開始依頼、11年が経過しており、今後の施設の維持・更新に対応する必要があります。
- 人口減少・少子高齢化を背景に、後継者不足が深刻となっており、高齢者を中心とした役員の固定化が進み、地域活動等への参加に関する個人への負担が増加していることが課題です。
- 「自助・共助・公助」を推進していますが、地域コミュニティ機能の低下により、「共助」が困難となっている地域が増えていることが課題です。
- 住民主体の生活支援団体や多様な人材活用による有償サービスは、多様化する支援ニーズに対応するため、相談窓口の整備等関係機関等との連携が課題です。

※6 SNS(Social Networking Service)とは、登録した利用者同士が交流できるWebサイトの会員制のオンラインサービスのこと。

※7 NPO(Not-for-Profit Organization)とは、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。



3. 基本方針

- 人口減少が進むなか、地域のコミュニティを維持するために、自らがまちをつくる「自主性」や「自立性」、住民同士の助け合い等「協調性」の醸成を図り、住民と行政がパートナーとなって協働のまちづくりを推進します。
- 町政に住民の声を活かすため、ホームページ、広報紙及びケーブルテレビに加え、ICT^{※8}を利活用した情報発信と住民ニーズの把握に努めます。
- 地域活動団体やボランティア団体等、民間団体が参画する地区協議会を核として、地域の課題解決に向けた取組を推進します。

4. 目標達成のための施策

①まちづくりコミュニティの推進	○住民参画による地域活性化を図るため、地区協議会の自主的・主体的な運営を支援します。 ○多様な関係者が主体となった地域づくり組織を育成するとともに、若い世代による交流機会を創出します。
②情報共有の推進	○情報発信や広聴活動を推進するため、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビの内容の充実及びICTの利活用を図ります。
③民間活力の活用	○社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人等と連携し、住民主体の生活支援活動や多様な人材を活用して、行政のみでは行き届かない住民へのきめ細やかな支援を行います。

5. 目標指標

指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
地区公民館(ふれあい交流センター)の利用者数(年間)	人	24,952(R1)	27,500
ホームページ訪問者数(年間)	人	238,618	262,500
九重町公式LINEの登録数(累積)	人	711	1,500
住民参加型生活支援団体数(累積)	団体	2	4

みんなで築くまちづくり

- 町や議会の情報をホームページで確認し、積極的に関りを持ちましょう。
- 町の公式SNS等を利用し、まちづくりの最新情報をいち早く確認しましょう。
- 町の計画に関心を持ち、アンケートやパブリックコメント(住民意見の募集)等で自分の意見を発信しましょう。
- 地区協議会や地域の活動に参加し、地域のつながりをつくりましょう。
- 地域で集える場所をつくり、みんなで取り組むための目標を立てましょう。

※8 ICT(情報通信技術)とは、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット等、様々な形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。

1-2 男女共同参画社会の実現

担当課 社会教育課



1. 現状

○社会情勢や住民意識の変化に伴う新たな時代の要請を踏まえ、平成28年度に「新ここのえ男女共同参画プラン」を策定し、広報掲載や講演会・講座等の開催、啓発に努めてきました。令和2年度に実施した「新ここのえ男女共同参画プラン」の中間報告における住民意識調査の結果では、性別による固定的な意識は解消されつつあり、意識の向上が見られます。

しかしながら、各種委員の女性登用率については、目標値が未達成となっています。

○女性の就業率は、全国平均・県平均より高く、就学前児童を持つ母親(25~29歳想定)では、79%で全国平均・県平均とほぼ同様となっています。

○平成30年度に実施した就学前児童の母親へのアンケート調査では、子育てに関する役割分担において、「主に母親が行うが、父親も手伝う」と回答した人は、平成25年度調査より割合が高く、男性の子育てへの参画が進んでいることが伺えます。一方、「もっぱら母親が行う」「主に母親が行うが父親も手伝う」と回答した人が71.5%となっており、子育てにおける固定的役割分担意識は、いまだ残っていると言えます。

○男女がともに働き、子育てできるよう、特定教育・保育施設の定員確保、一時預かり事業や放課後児童健全育成事業等、子育て支援の充実を図っています。

2. 課題

○各種委員の女性登用率を向上させる取組を強化する必要があります。

○性別による固定的役割分担等の意識改革のための啓発に努め、多様な考え方ができる教育・学習の機会を充実させることが重要です。

○男女が子育てや家庭と仕事を両立できるよう、育児休業が取得しやすい職場の意識・環境づくりを進めるとともに、保育サービス、放課後児童クラブ及び病児保育等、子育て支援の継続・充実を図る必要があります。

3. 基本方針

- 性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりが個性を活かし、家庭や地域社会等、様々な場面で活躍することができる社会の実現をめざします。
- 各種審議会等への女性登用を図り、男女が対等な立場で参画できるまちづくりを推進します。また、子育てや家庭と仕事との両立の支援を図り、参画しやすい環境づくりに努めます。
- あらゆる暴力やハラスメントを許さない社会をめざすために、学習機会の提供や相談支援に取り組みます。

4. 目標達成のための施策

①啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画への理解を深めるため、幅広い学習機会を提供します。 ○また、広報紙、ホームページ等を活用した意識啓発活動を推進します。
②まちづくりにおける女性参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○男女がともに、より豊かで活力ある社会をめざし、政策や方針決定の場における女性の参画を実現するため、各種審議会等への女性委員の登用を推進します。 ○また、参画しやすい環境をつくるために子育てや家庭との両立の支援を図ります。
③男女に関する人権保護と相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ドメスティックバイオレンス(DV)やストーカー行為、セクシャルハラスメント等、様々な問題を解決するため、大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)等と連携を図り、相談・支援体制の充実を図ります。

5. 目標指標

指 標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
男女共同参画に関する研修会等の参加者数(年間)	人	62(R1)	100
町の審議会・委員会の女性委員割合(年間)	%	29.0	40.0

みんなで築くまちづくり

- 学習会等に参加し、男女共同参画に関する理解を深めましょう。
- 性別で決められた役割分担を見直し、お互いに助け合いましょう。
- 男女間のトラブル等に遭遇した場合は、必要に応じて行政に連絡・相談しましょう。

1-3 人権尊重社会の実現

担当課

総務課、教育振興課、社会教育課



1. 現状

- 「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立を受け、平成30年度に「九重町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を改正し、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向け、住民意識調査及び実態調査を行い、その取組強化を図ってきました。
- しかし、住民人権意識調査では、若年層と高齢者層において、人権啓発に関する講演会や研修会等の参加割合が低い結果となっています。
- これを踏まえて、教育振興課に部落差別解消推進指導員、隣保館に人権対策グループを配置しました。また、各地区人権・部落差別解消啓発推進協議会及び関係団体と連携し、人権講座・研修会を通して教育・啓発の推進、相談の充実を図っています。
- 一方、現在でも、部落差別や高齢者、障がい者等に関する様々な人権問題が存在しています。さらに、インターネットを悪用した人権侵害、性的マイノリティ(LGBT)や感染症をめぐる偏見や差別等新たな問題も起こっています。

2. 課題

- 人権啓発に関する講演会や研修会等に参加・参画しやすい人権啓発の取組が求められます。
- 深刻化するインターネット・SNSを用いた人権侵害について、メディアリテラシー^{※9}を高めることが重要です。
- 社会情勢の変化等により、新たに生じた人権侵害や複雑化する人権課題に対し、啓発方法や内容を工夫する等、より効果的な人権啓発の取組が必要です。

※9 メディアリテラシーとは、テレビ番組や新聞記事等メディアからのメッセージを主体的・批判的に読み解く能力のこと。



3. 基本方針

○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や住民人権意識調査の結果を踏まえ、継続的に教育・啓発活動を行います。また、研修等を通して身近な人権問題の解決に向けた力を養い、部落差別をはじめとする、あらゆる差別のないまちづくりを推進します。特に、人権三法^{*10}を踏まえ、教育・福祉・人権擁護機関等と連携して、相談体制の充実を図ります。

○一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、差別のない社会の実現に向け、関係団体のネットワーク強化を図ります。

○メディアリテラシーに係る研修をはじめ、誰もが参加しやすい住民参加型の研修機会を提供します。

4. 目標達成のための施策

①部落差別解消の推進	○部落差別解消に向け、住民一人ひとりが正しい理解と認識を深めるため、研修会等を通して教育や啓発を推進します。 ○身元調査をさせないため、本人通知制度 ^{*11} の登録を推進します。
②人権教育と啓発の推進	○地域における人権学習の推進のため、各種学習会・ケーブルテレビでの人権番組放送・広報活動に加え、メディアリテラシーの学習機会を提供します。 ○就学前教育及び学校教育全体を通じての教育啓発活動を推進するため、職員並びに教職員の研修や教育・啓発教材の充実に努めます。
③相談体制の充実	○関係機関・団体の連携によって、誰もがいつでも利用しやすく、わかりやすい相談窓口・相談体制の充実を図ります。

5. 目標指標

指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
なるほど“ザ”人権講座 ^{*12} 受講者数(年間)	人	128(R1)	190
本人通知制度の登録者数(累積)	人	421	2,000
人権学習会等参加者数(年間)	人	1,131(R1)	1,300
隣保館利用者数(年間)	人	4,805(R1)	5,000.0

みんなで築くまちづくり

○人権・部落差別問題に関心を持って、研修会や講演会等へ積極的に参加しましょう。

○差別やいじめ等を自分の問題としてとらえ、思いやりのある心を育てましょう。

○差別やいじめ等に遭遇した場合は、必要に応じて行政に連絡・相談しましょう。

*10 人権三法とは、「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」のこと。

●部落差別解消推進法は、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってその状況に変化が生じていることを踏まえた上で「部落差別は許されないもの」という認識のもと、部落差別のない社会の実現をめざす法律
●ヘイトスピーチ解消法は、日本に住む日本以外の出身者や子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排斥することを扇動するような言動の解消をめざす法律
●障害者差別解消法は、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律

*11 本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本等を、代理人や第3者に交付した場合に、希望する本人に交付することをお知らせする制度のこと。
事前に制度に登録した人の情報を第3者が取得すると本人に通知する「登録型」と、事件化される等して不正取得が発覚した場合に通知する「告知型」の2種類がある。

*12 なるほど“ザ”人権講座とは、こども園、小・中学校の保護者を対象とし、部落差別を中心に暮らしが中の身近な人権問題を題材に学習する講座。

1-4 持続可能な行政財政経営の推進

担当課 総務課、企画調整課



1. 現状

【行政財政運営】

○行政運営については、13課体制を基本として、少子高齢化等を背景に多様化・複雑化する住民ニーズに対応するとともに、これまで行政が行ってきた業務の一部や新しいサービスを町が100%出資する株式会社が担うことにより、行政組織のスリム化を図ってきました。また、グループ制を導入することで多様化する住民ニーズに応えるとともに、非常事態時では課を越えた横断的な支援や全職員による対応で課題解決に向け、取り組んできました。

○財政運営については、「第2期九重町自律推進計画」で財政構造の弾力性を示す経常収支比率を87.0%、標準財政規模に対する公債費等の割合を示す実質公債費比率を5.6%と目標設定し、財政の健全化に取り組んできましたが、令和元年度において経常収支比率は93.1%、実質公債費比率は5.8%といずれの指標も達成できずに財政の硬直化が伺えます。地方債^{※13}残高と基金残高をみると中学校、幼稚園・保育園の統合、各地区交流センターの建築等、大型ハード事業の実施により普通建設事業に係る起債額は、本計画期間である平成24年度から令和元年度までの実績で年間平均約4億円となっています。令和元年度末時点で地方債残高は57億5千万円、基金残高は66億5千万円となっています。加えて令和2年7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症対策に起債や基金を活用して事業を実施したこと及び「九重“夢”大吊橋」使用料等の自主財源^{※14}が減収したことから財政負担はさらに増加しています。

○情報システムの構築については、情報化の進展により年々増加するシステム経費を抑制するため、県内自治体とシステムのクラウド化^{※15}を推進し、利用料の負担軽減及び基幹システムの安定運用を図っています。

○多くの公共施設については、今後、更新時期を迎えることになるため、財政負担の軽減、平準化、公共施設の総量削減の基本方針に基づき、平成28年度には「公共施設等総合管理計画」を、令和2年度には「個別施設計画」を策定しました。

○行政評価については、限られた財源の中で効率的な行政運営を行っていくために施策や事務事業の成果を体系的に評価し、施策等の妥当性、有効性、公平性等、多角的な視点で検証する仕組みとして取り組んでいます。

【広域連携】

○大分県及び県内自治体との連携においては、平成30年度から国民健康保険事業の広域化により安定的な財政運営や効率的な事業運営に取り組んでいます。また、県域での消防体制の確立を図るために、消防通信指令業務の共同運用の整備を進めています。

※13 地方債とは、地方公共団体が財政収入の不足を補うため、あるいは地方公営企業の建設、改良等の資金調達のために行う借入金のうち、会計年度を超えて返済される長期借入金のこと。

※14 自主財源とは、地方公共団体が自動的に収入しうる財源のこと。具体的には、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当するもの。

※15 クラウド化とは、パソコンやタブレット等の端末にデータを保存するのではなく、インターネット上に存在する仮想空間(サーバー)に保存して、運用すること。

- 生活圏や経済圏を同一にする日田市、由布市及び玖珠町とは、介護認定、医療・福祉、清掃・環境衛生、消防、教育活動、企業誘致、観光振興等の事業において、内容に応じて柔軟な連携を図り、事業に取り組んでいます。

2. 課題

【行財政運営】

- 行政運営については、自助・共助・公助の概念を確立させるとともに指定管理者制度の新たな導入や民間への業務委託を推進することで行政サービスの質を落とすことなく持続可能なサービスを提供していくことが求められます。
- 電子自治体の推進において、さらなる経費の節減を図るため、情報系や単独での業務系システムにおいても共同運用を進めるとともに、そのための専門的知識や技術を有する人材確保が課題です。
- 組織機構については、住民の期待に応えていくためには必要に応じて体制を見直し、柔軟性のある組織づくりが求められます。
- 財政運営については、さらなる財政負担の増加により硬直化を進行させないように「第2期九重町自律推進計画」に基づき管理、運営を行う必要があります。そのためにはそれぞれの施策等において選択と集中という視点で客觀性・信頼性の高い行政評価を行い、より一層効率的な行政を推進することが重要です。
- 公共施設については、その多くが老朽化しており、社会情勢や財政状況によりすべての公共施設を維持・更新することは困難な状況となるため、用途別にその役割や機能を整理し、施設の集約化・複合化等が課題です。

【広域連携】

- 人口減少・少子高齢化が進む中、行政サービスを持続的に提供するためにも、広域連携の重要性は高まってきており、人的・物的な資源を含め、さらに県域・広域的に連携できる分野についての検討が求められています。

3. 基本方針

- 行政経営については、事業の重要度や緊急度、難易度を考慮して優先順位の高いものから事業を実施するために、行政評価制度に取り組みます。
- 民間活力の活用等、役割分担の見直しにより、簡素で効率的な組織機構をめざします。
- 財政運営については、町税の徴収率の向上及びふるさと納税^{※16}等の取組により自主財源の確保を図ります。
- 公共施設の維持管理、業務系システムの標準化、産学官連携等に取り組むことで、持続可能な行財政経営を実現します。

※16 ふるさと納税とは、希望する自治体に寄附した場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の限度額まで、原則として所得税と住民税から全額が控除される制度。

4. 目標達成のための施策

①行政評価の実施	○最小の経費で最大の効果を上げるために行政評価を行い、事務事業の効率化を図ります。
②健全な財政運営の推進	○健全な財政運営を堅持するため、町独自の財政規律に基づいた運営を行います。 ○財政状況について、定期的に情報発信を行い、財政に対する住民の関心を高めるとともに、町税の徴収率の向上及びふるさと納税の推進を図り、自主財源の確保に努めます。
③公共施設マネジメントの推進	○公共施設等の老朽化や需給バランスに応じ、広域的連携や機能複合化等の手法を用いた計画的な総量縮減等に取り組むとともに、効率的・効果的な維持管理を行います。
④電子自治体の推進	○ICTの利活用により、情報処理システムのクラウド活用を推進し、自治体間の情報処理システム等の標準化・共通化を促進するとともに、関連システムの安定稼働と経費の節減、事務処理の効率化・省力化を図ります。
⑤産学官連携の推進	○経済、観光、防災、環境、福祉の分野等、共通する行政課題等に効率的に取り組むため、広域的な連携を推進します。 ○大学等の持つ人材や英知を社会教育 ^{※17} やまちづくりに活かし、地域の活性化を図るため、大学等との連携を推進します。

5. 目標指標

指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
経常収支比率(年間)	%	86.7	87.0
町税徴収率(国保税除く)(年間)	%	93.2	97.2
公共施設等延床面積削減率(累積)	%	1.7(R3)	6.2
自治体情報システムの標準化・共通化事業数(累積)	事業	—	17
「おおいた地域連携プラットフォーム」を通じた大学連携事業数(累積)	件	—	15

みんなで築くまちづくり



- 広報等で定期的に公表される町の行財政状況に关心を持ち、計画の進展に注目しましょう。
○広域での交流を盛んにするため、広域的な活動に参加しましょう。

※17 社会教育とは、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)」を指す教育活動。